

年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会 とりまとめ(案)

I. 年金個人情報の訂正手続の創設

現在の訂正の仕組み

- ① 年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正
 - ・ 被保険者等から資料の提示がなく、年金事務所でも調査しても客観的な事実が確認できない場合、一般的には訂正が難しい。
- ② 総務大臣への年金記録訂正のあっせん(年金記録確認第三者委員会の調査審議)を求める申立て
 - ・ 平成19年より、臨時・緊急的に設置したもの。恒常的な仕組みではない。
 - ・ 訂正の手続を整備することの要請。
「あっせんは事実上の行為に過ぎないため、あっせん内容に不服があるとして訴訟を提起しても却下される傾向」であり、「司法手続きも考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要」(平成23年6月年金記録確認第三者委員会報告書)
- ③ 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求
 - ・ 訂正請求の前に、開示請求が必要。「ねんきん定期便」や年金相談で自身の記録を既に知っているため、やや煩雑。訂正決定(原処分)に第三者機関による調査審議の手続はなく、件数実績は少ない。

現在の年金記録の訂正事案

- 訂正が必要な年金記録の事案に変化。
 - ・ 過去の国民年金事案 → 厚生年金事案が中心

[過去の保険料 納付の事実確認に関するもの]	[事業主の届出漏れ・誤りに起因するものも多い]
総務省第三者委員会への申立て件数(受付件数ベース)	
平成19年度 厚生年金 40%	国民年金 60%
平成24年度 厚生年金 85%	国民年金 15%

 - ・ 最近10年間の期間の訂正を求める事案が増加。

厚生年金事案における訂正対象期間	
平成15年(総報酬制導入)以降	77%
平成15年(総報酬制導入)前	23%

年金記録の訂正請求手続の創設

- 恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の仕組みを年金制度に整備することが必要。
- 
- 被保険者等が、厚生労働大臣に対し、年金の原簿記録の訂正を請求することができる手続を年金制度に創設。
 - ※ この手続の創設は、「ねんきん定期便」など被保険者等が日頃から自身の年金記録を確認できる仕組みが一定程度整備されてきており、これを契機とした迅速な年金記録の誤りの訂正を可能とするものであり、年金記録問題の再発防止や、適正な年金裁定の実施にも資する。
 - 請求に係る事実関係をできる限り明らかにするため、厚生労働大臣が関係機関に資料の提供等を求める根拠規定を設ける。
 - 訂正決定に係る客観性・合理性を一層高める仕組みとするため、行政だけで判断するのではなく、民間有識者からなる合議体(審議会)の審議を踏まえて、厚生労働大臣は訂正決定を行う。
 - 訂正請求が処分性のある行政手続として整備されるため、処分不服があれば、不服申立て手続や司法手続への移行が可能。
 - ※ 不服申立ては、行政不服審査法に基づいて厚生労働大臣に審査請求。不服申立てと訴訟提起は本人の選択(不服申立前置としない)。

Ⅱ. 年金個人情報情報の情報提供の推進

- 年金記録の正確性の確保のためには、本人自らが定期的かつ容易に確認できる仕組みを構築することが必要。
- 「ねんきん定期便」(平成21年4月～)・・・開始から5年目を迎え、一定の定着。(平成24年度の送付実績;6,578万件)
- 「ねんきんネット」(平成23年2月～)・・・利用者が着実に増加。(ID発行件数;約250万件(平成25年11月時点))
- 事業主の届出漏れ・誤りに起因すると考えられる記録誤りも多い。(I.を参照)
- 事業主から被保険者への通知の義務が一部行われていないケースがあるとの指摘もある。



- 「ねんきんネット」の拡充など、本人に情報提供する内容の充実
 - ・ 「ねんきんネット」における記録確認や検索機能の充実、正確な届書の作成支援機能の提供、利用者へのメール等による情報提供
 - ・ 「ねんきんネット」の普及への取組
- 記録誤りを未然に防止する取組の実施
 - ・ 年金記録の訂正手続の過程で取得した事例を分析して、今後の事業所調査や適用対策にも活用

Ⅲ. 年金個人情報情報の厳格な保護と適切な利用提供範囲

- 本人の同意を得ることができない緊急の場合などのやむを得ない事情があるものを具体的に明確にした上で、情報の提供を行うことが必要。(事例については十分に確認しつつ検討。)